

令和4年12月16日

## 令和5年度税制改正大綱理事長コメント

一般社団法人 不動産流通経営協会  
理事長 竹村 信昭

今回の改正では、「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置」が創設された。当該措置は、高経年マンションの管理の質を高めることによって、マンションの築年数にかかわらず安心安全にストックが流通する市場環境を整備するものであり、「買取再販に係る特例措置」の延長と合わせて既存住宅流通市場の厚みと裾野の拡大につながるものと評価している。

また、「低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置」及び「空き家の発生を抑制するための特例措置」が、それぞれ拡充・延長された。これらの措置は、空き家や所有者不明土地対策に資するとともに、不動産の有効活用を促し流通活性化につながるものと期待している。

その他、国民生活や事業活動を支える上で重要な「長期保有土地等に係る事業用資産の買替えの特例」や「土地の所有権移転登記に関わる特例」等の各種特例措置が延長されたことは、不動産流通の観点からも堅調な不動産取引を下支えし市場活性化を後押しするものと評価する。

当協会としては、ウィズコロナの下での社会経済活動の正常化や民需主導の自律的な経済成長の進展とデフレ脱却に向けて、内需の牽引役である不動産市場における既存住宅の流通活性化に鋭意取り組むとともに、ライフスタイルに合わせた住替えが可能な住宅循環システム（住生活基本計画）の構築に向けた税制・法制等の政策面での支援を引き続きお願いしたい。

最後に、今般の税制改正にご尽力をいただいた政府・与党の関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。